

## 平成 26 年度 「原子力安全協定」 の運用について

### 1 運用状況（平成 26 年 4 月 1 日～6 月 23 日現在分）

#### (1) 計画の報告（第 2 条）

第 2 条 丙は、発電所の新增設に係る建設計画および原子炉施設等に重要な変更を行おうとするときは、事前に甲および乙に報告しなければならない。

2 第 1 項について、甲および乙は、安全対策について意見があるときは、丙に対して意見を述べるができる。

- 報告を受ける時期：計画確定時
- 受領実績：なし

#### (2) 輸送計画の事前連絡（3 条）

第 3 条 丙は、発電所の新燃料、使用済燃料および放射性廃棄物を、甲あるいは乙の区域を通過して輸送するときは、その輸送計画について、事前に、通過する甲あるいは乙に連絡しなければならない。

- 連絡を受ける時期：輸送開始予定日の前日までに
- 受領実績：

#### ア 新燃料の輸送（5 件）

番号	連絡受領日	輸送年月日 (到着日)	輸送元	輸送先	輸送体数	輸送方法
1	H26. 4. 1	H26. 4. 8	三菱原子燃料（株） （茨城県那珂郡東海村）	大飯 4 号機	24 体	陸上
2	H26. 4. 10	H26. 4. 15	原子燃料工業株式会社 （大阪府泉南部熊取町）	大飯 4 号機	30 体	陸上
3	H26. 4. 10	H26. 4. 21	原子燃料工業株式会社 （大阪府泉南部熊取町）	大飯 4 号機	38 体	陸上
4	H26. 5. 13	H26. 5. 21	三菱原子燃料（株） （茨城県那珂郡東海村）	大飯 3 号機	28 体	陸上
5	H26. 5. 13	H26. 5. 27	三菱原子燃料（株） （茨城県那珂郡東海村）	大飯 3 号機	20 体	陸上

イ 使用済み燃料の輸送

なし

ウ 放射性廃棄物の輸送

なし

(3) 平常時における連絡(第4条)

第4条 丙は、甲および乙に対し、次に掲げる事項について、定期的に連絡しなければならない。 (1) 発電所の新增設に係る建設工事の進捗状況 (2) 発電所の保守運営状況（試運転を含む。） (3) 環境放射能測定の結果報告
--

- 連絡を受ける時期：・(1)および(2) 翌月 15 日までに  
・(3) 四半期ごとに

- 受領実績：

ア 関西電力株式会社

(7) 美浜発電所(3件)

番号	受領日	件名
1	H26. 4. 15	保守運営状況連絡書
2	H26. 5. 15	保守運営状況連絡書
3	H26. 6. 13	保守運営状況連絡書

(4) 大飯発電所(3件)

番号	受領日	件名
1	H26. 4. 15	保守運営状況連絡書
2	H26. 5. 15	保守運営状況連絡書
3	H26. 6. 13	保守運営状況連絡書

イ 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所(7件)

番号	受領日	件名
1	H26. 4. 1	環境放射能測定の結果報告連絡書
2	H26. 4. 15	建設工事状況連絡書
3	H26. 4. 15	保守運営状況連絡書
4	H26. 5. 15	建設工事状況連絡書
5	H26. 5. 15	保守運営状況連絡書
6	H26. 6. 13	建設工事状況連絡書
7	H26. 6. 13	保守運営状況連絡書

ウ 独立行政法人日本原子力研究開発機構

(ア) もんじゅ(7件)

番号	受領日	件名
1	H26. 4. 7	環境放射能測定の結果連絡書
2	H26. 4. 15	建設工事状況連絡書
3	H26. 4. 15	試験運転状況連絡書
4	H26. 5. 15	建設工事状況連絡書
5	H26. 5. 15	試験運転状況連絡書
6	H26. 6. 13	建設工事状況連絡書
7	H26. 6. 13	試験運転状況連絡書

(イ) ふげん(4件)

番号	受領日	件名
1	H26. 4. 7	環境放射能測定の結果連絡書
2	H26. 4. 15	廃止措置状況連絡書
3	H26. 5. 15	廃止措置状況連絡書
4	H26. 6. 13	廃止措置状況連絡書

(4) 異常時における連絡(第5条)

**※事業者からの連絡を受信後、規制事務所に状況を確認の上、市町へFAXにて連絡**

<p>第5条 丙は、甲および乙に対し、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を直ちに連絡しなければならない。</p> <p>(1) 非常事態が発生したとき。</p> <p>(2) 非常用炉心冷却設備等工学的安全施設が動作したとき。</p> <p>(3) 不測の事態により、放射性物質または放射性物質によって汚染されたものが漏えいしたとき。</p> <p>(4) 計画外に原子炉または発電を停止したとき、もしくは不測の事態により出力が変動したとき。</p> <p>(5) 発電所に故障が発生したとき。</p> <p>(6) 発電所敷地内において火災事故が発生したとき。</p> <p>(7) 放射性物質の輸送中に事故が発生したとき。</p> <p>(8) 放射線業務従事者またはその他の者の被ばくが法令に定める線量当量限度を超えたとき。</p> <p>(9) 前号の線量当量限度以下の被ばくであっても特別の措置を行ったとき。</p> <p>(10)原子炉施設等において人に障害が発生したとき。</p> <p>(11)放射性物質の盗取または所在不明が生じたとき。</p> <p>(12)発電所の周辺環境に異常が発生したとき。</p>
--

連絡を受ける時期：異常が発生したときまたは終結したとき、速やかに

受領実績：なし

(5) 公衆への広報(第9条)

第9条 丙は、公衆に対して、発電所に関し特別の広報を行う場合または報道発表を行う場合は、甲および乙に対して連絡しなければならない。

- 連絡を受ける時期：広報または報道発表の前に  
 受領実績：

ア 関西電力株式会社

(7) 美浜発電所・大飯発電所(7件)

番号	発表日 連絡受領日	件名
1	H26. 4. 8	1)原子力発電所の運転実績等について(平成25年度) 2)原子力発電所の運営状況について(4月月例)
2	H26. 5. 2	原子力発電所の運営状況について(5月月例)
3	H26. 5. 7	イベルドロウラ原子力発電所(IBN)との原子力分野における 情報交換協定の締結について
4	H26. 5. 12	第6回原子力安全検証委員会における説明資料の配布について
5	H26. 5. 12	第6回原子力安全検証委員会 開催結果について
6	H26. 6. 2	原子力発電所の運営状況について(6月月例)
7	H26. 6. 20	原子力発電の安全性向上に向けた自主的かつ継続的な取組みの さらなる充実について

(4) 美浜発電所(1件)

番号	発表日 連絡受領日	件名
1	H26. 6. 3	美浜発電所 低レベル放射性廃棄物の輸送について

(7) 大飯発電所(7件)

番号	発表日 連絡受領日	件名
1	H26. 4. 8	大飯発電所4号機の新燃料輸送について
2	H26. 4. 15	大飯発電所4号機の新燃料輸送について
3	H26. 4. 21	大飯発電所4号機の新燃料輸送について
4	H26. 5. 14	大飯発電所 低レベル放射性廃棄物の輸送について
5	H26. 5. 16	平成25年度大飯発電所防災訓練実施結果の報告について
6	H26. 5. 21	大飯発電所3号機の新燃料輸送について
7	H26. 5. 27	大飯発電所3号機の新燃料輸送について

イ 日本原子力発電株式会社 敦賀発電所(8件)

番号	発表日 連絡受領日	件名
1	H26. 4. 8	敦賀発電所の近況について
2	H26. 4. 14	当社コメント(敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合 追加調査評価会合の開催)
3	H26. 5. 2	敦賀発電所の近況について
4	H26. 5. 21	役員人事並びに組織の一部改正について
5	H26. 6. 2	敦賀発電所の近況について
6	H26. 6. 13	当社における「原子力の自主的かつ継続的な安全性向上への取り組み」について
7	H26. 6. 16	敦賀発電所敷地内破砕帯調査の調査に関する有識者会合第1回追加調査評価会合で提示された有識者のコメントに対する回答の提出について
8	H26. 6. 21	当社コメント(敦賀発電所敷地内破砕帯の調査に関する有識者会合第2回追加調査評価会合の開催)

ウ 独立行政法人日本原子力研究開発機構

(ア) もんじゅ・ふげん(2件)

番号	発表日 連絡受領日	件名
1	H26. 4. 8	原子炉廃止措置研究開発センター及び高速増殖炉研究開発センターの平成25年度年間保守運営実績について
2	H26. 5. 13	5月13日読売新聞記事解説のHP掲載について

(イ) もんじゅ(0件)

(ウ) ふげん(0件)

## 2 日本原子力研究開発機構「もんじゅ」の保安規定違反について

日本原子力研究開発機構（以下「機構」という。）の高速増殖炉原型炉「もんじゅ」について、原子力規制委員会（以下「規制委員会」という。）が3月に第4回保安検査を実施した際に、9点の未点検機器が判明し、昨年9月の「全機器の点検が完了した」とする規制委員会への報告に虚偽があったのではないかとの新聞報道(4月11日朝刊)がされた。

5月14日に規制委員会から第4回保安検査結果が公表され、平成26年5月19日に今後の機構の対応について報告を受けた。

### (1) これまでの経過について

- 平成24年9月 機構は機器総数約4万7千点の内、点検期間の超過や書類の不備など不適合機器が約1万4千点あったことを公表
- 平成24年12月 規制委員会は、保安規定違反として指摘
- 平成25年9月 機構は不適合機器約1万4千点のうち、まず未点検機器約7千点について点検を実施し、点検が完了したことを規制委員会に報告
- 平成25年12月 第3回保安検査  
規制委員会は、未点検機器完了分約7千点の点検完了を確認
- 平成26年3月 第4回保安検査  
規制委員会は保安規定違反の残り約7千点を含む、機器4万点を対象に保安検査を実施→未点検機器9点等の不備を指摘
- 平成26年5月 第4回保安検査の結果を公表→保安規定違反を指摘

### (2) 第4回保安検査の結果

未点検機器9点等の不備については、保安規定違反事項に該当すると確認

#### <主な該当項目>

- 訂正印による保全計画の訂正  
次回点検時期や点検実績等の不適合管理の対象にすべき事案についても不適合管理せず、誤記として訂正印によって保安計画を訂正していた。
- 点検等の不備  
同一機器の点検を2つのチーム（電気チーム、計装チーム）が担当し、1方のチームが点検期限を超過していた事例があった。

### (3) 今後の規制委員会の対応

現在、保全計画の見直し過程において、同じことが繰り返されないよう、これまでの作業の問題点を抽出し、有効な対策を講じたうえで保全計画を見直す必要があると考える。

今後は、保全計画の見直し状況や今回指摘した項目について、平成26年度以降の保安検査において確認・助言していく。

### (4) 今後の機構の対応

保全計画の見直しについては、今回不備が指摘された点(点検項目の重複など)だけでなく、規制委員会の指摘を踏まえながら、改めて計画全体の見直しに取り組む。